

令和元年度

夏季休業日における生徒指導上留意すべき事項

夏季休業日の生活については、その意義を十分に踏まえ、児童生徒自らが具体的な生活目標を設定し、自主的かつ計画的に生活できるように、個々の実態に即して、きめ細かく御指導ください。特に、特別な支援が必要な児童生徒に対しては、一人一人の発達段階や、教育的ニーズに応じた適切な支援が行えるよう、学校全体で組織的な指導をお願いします。

夏季休業日における児童生徒に対する指導については、次の各事項を参考にし、それぞれの学校の実態に応じた指導資料（配付資料等）を作成し、保護者に配付するなど、児童生徒が健全な生活を送ることができるよう御配慮ください。

長期休業中は、児童生徒が事件・事故に巻き込まれやすい時期です。各学校では改めて児童生徒の安全確保と、生命を大切にする心の育成に係る指導を重点的に実施し、危機管理に係る校内体制を整えるとともに、保護者、地域社会、関係機関との連携を密にして、社会全体で子供たちを育てていく取組の一層の推進をお願いします。

学業・進路に関する指導

1 主体的な活動の促進

夏季休業日は、児童生徒の興味・関心に基づき主体的に活動（教科についての学習、読書、体験活動等）できる良い機会である。休業日前に適切な指導をするとともに、保護者等の理解と協力を得ることに努める。

2 個に応じた学習指導

- (1) 夏季休業日の課題については、個に応じて出題し、丁寧な事前指導を実施するとともに、児童生徒にとって過度な負担にならないよう配慮する。
- (2) 児童生徒自らが日常の学業生活を振り返り、自ら課題を設定し、その解決を通じて自己教育力の向上が図られるよう指導する。
- (3) 児童生徒からの質問や相談等に素早く対応できるよう、校内指導体制を整える。
- (4) 学習成績が振るわない又は学習意欲を失っている児童生徒については、その原因、背景を踏まえて、個別指導を徹底し、その実情に応じて適切に指導する。
- (5) 夏季休業日後には、学習内容を適切に評価し、児童生徒の学習意欲の向上に努める。

千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」



自律的生活及びマナーに関する指導

1 自律的な生活を送れるよう指導

- (1) 児童生徒個々が生活計画表等を作成し、計画的な夏季休業日を送れるよう指導する。
また、日記等を通して自己を振り返り、自らを律した生活を送れるよう指導する。
- (2) 保護者に対しては、学校の指導方針や計画を積極的に伝えとともに、家庭教育の重要性について理解を求め、児童生徒の生活状況を十分把握するよう依頼する。
- (3) 外出する際は、家族に行先を明らかにし、無断外泊等のないよう指導する。

2 家庭、地域の一員としての自覚を高める

- (1) 児童生徒の生活は家庭や地域が中心となるので、家族や地域の人々との触れ合いを大切にするとともに、家庭、地域、関係機関・団体及び近隣の諸学校と連絡を密に取り合い、常に協力を得られるようにする。
- (2) 言葉遣い、利用施設の美化、公共交通機関の利用の仕方等といった社会の一員としてのあるべきマナーや規範について、児童生徒一人一人が改めて考え、身に付けられるよう指導する。

3 休業中の児童生徒個々の状況の把握

- (1) 欠席の多かった児童生徒に対しては、個々の実態に即して家庭訪問をするなど、保護者との連絡を密にし、個別的、具体的に指導する。
- (2) 「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）（平成27年4月3日付け教指第23号）」を参考にし、関係機関等との連携を図りながら適切かつ迅速な対応をする。

生命尊重に関する指導



1 いじめ、暴力行為等に対する適切な行動

- (1) 千葉県いじめ防止対策推進条例では、毎年4月が「いじめ防止啓発強化月間」となっているが、長期休業前にさらにいじめ防止の意識を高めるために、千葉県ホームページ「いじめ防止啓発強化月間」（<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijimemondai/kyoukagekkan.html>）（「千葉県ホームページ」→「教育・文化・スポーツ」→「教育・健全育成」→「学校教育」→「生徒指導（いじめ・不登校対策）」→「いじめ防止啓発強化月間（毎年4月）について」）等を活用して、いじめ防止に関する指導をする。
また、学校いじめ防止基本方針等については、保護者や地域への情報発信に努め、学校及び児童生徒、保護者、地域が一体となっていじめに対して組織的に対応できる体制を整える。
- (2) 「いのちを大切にするキャンペーン」の趣旨を生かし、思いやりの心などを育むとともに、いじめや暴力は絶対に許されないという意識を高めるよう指導する。
また、いじめ、暴力等の被害にあった場合は、問題が深刻化する前に、躊躇することなく周囲の人に相談し、援助を求めることが大切であることを、児童生徒に十分理解させ、状況に応じて、適切な行動がとれるよう指導する。
- (3) いじめやセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ。以下「セクハラ」という。）等に対応する教育相談窓口やセクハラ相談窓口について、児童生徒と保護者に周知するとともに、困っているときには、勇気を出して相談するよう指導する。

なお、学校内の相談窓口だけではなく、学校外の相談窓口についても周知する。(別添資料参照) また、千葉県ホームページ「学校からセクハラをなくすために」(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/sekuhara/index.html>) (「千葉県ホームページ」→「教育・文化・スポーツ」→「教育・健全育成」→「教職員関係」→「教職員の服務」→「教育委員会におけるセクハラ対策」→「学校からセクハラをなくすために」) に各種情報が掲載されていることや、「子どもと親のサポートセンター電話相談窓口」(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/soudan/ijime.html>) (「千葉県ホームページ」→「相談・問い合わせ」→「相談・問い合わせ窓口」→「窓口案内(教育・文化・スポーツ)」→「総合案内(教育・健全育成)」) も紹介する。

2 虐待の通告

虐待の通告は「疑わしい」段階で、市町村や児童相談所に行くことが児童虐待防止法で義務付けられている。「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年3月7日付け教児生第405号)、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年3月7日付け教児生第406号)、文部科学省より令和元年5月9日に出された「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きについて」を参考に、長期休業の前後には、特に児童生徒の発するサインを見逃さないように観察・状況確認を行いながら学校全体で情報を共有し、必要に応じて市町村・児童相談所等との関係機関と連携しながら取り組む。

3 自殺の予防

- (1) 「かけがえのない生命を絶つことは絶対にあってはならない」ということを理解させ、自殺の予防に努めるとともに、自他の生命を大切にすることについて「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ『子供に伝えたい自殺予防』及び『子供の自殺等の実態分析』の周知、並びに自殺予防に関する指導の一層の充実について(通知)」(平成26年7月16日付け教指第726号)、「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について(通知)」(平成27年8月6日付け教指第894号)、「児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」

(令和元年6月10日付け教児生第126号)及び「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)」(平成30年1月25日付け教指第1714号)を参考に適切に指導する。18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めるとともに、学校が把握した悩みを抱える児童生徒については、長期休業期間中において、登校日や部活動等の機会や、家庭訪問等により、継続的に様子を確認する。気がかりな児童生徒について家庭と連絡を取り合い、保護者に対する家庭における見守りの依頼をする。

また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」の実施について(依頼)」(平成31年4月11日付け教児生第32号)を参照し、「SOSの出し方に関する教育」を計画的に推進するとともに、相談窓口(別添資料)の周知を長期休業前に積極的に行う。

- (2) SNSをはじめとした、児童生徒のインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つであることから、そういった書き込みを発見した場合は即時に警察に連絡・相談をするなど、連携を図り、書き込みを行った児童生徒を特定し、生命又は身体の安全の確保に努める。

交通安全に関する指導

1 安全意識の高揚、マナーの向上

- (1) 交通安全に関するマナーを身に付け、ルールが遵守されるよう、「児童生徒等の通学時の安全確保について(依頼)」(平成31年4月22日付け教安第103号)、及び「交通事故防止リーフレットの配付及び活用について(依頼)」(令和元年5月20日付け教安第216号)を参考に、児童生徒の発達の段階に応じて具体的に指導するとともに、保護者への広報等を適切に実施する。
- (2) 自転車乗車時の指導については、警察庁ホームページ「自転車は『車のなかま』」(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>)を参考に、自転車は「車両」であることや、「自転車安全利用五則」(「1. 自転車は車道が原則、歩道は例外」、「2. 車道は左側を通行」、「3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、「4. 安全ルールを守る」、「5. 子どもはヘルメット着用」)を最優先に行う。また、改正道路交通法により、平成27年6月1日から導入された「自転車運転者講習制度」の対象となる「危険行為」についても、「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について(依頼)」(平成27年6月23日付け教安第373号)を参考に、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導する。
- (3) (2)の「自転車安全利用五則」の「4. 安全ルールを守る」の中には、自転車の二人乗りや並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での一時停止などが含まれている。加えて、自転車走行時の傘差し運転や携帯電話を操作しながらの運転、ヘッドホンを使用するなどの運転など、自分自身の安全確保と同時に加害者とならないよう、「交通安全教育啓発資料の配付及び活用について(依頼)」(平成30年9月12日付け教安第648号)にて配布した同資料を自転車の交通安全教育指導の様々な場面において積極的に活用を図る。
- (4) 歩行時において、横断歩道を渡る際には、青信号であっても車が停止していることを十分確認するよう指導する。また、飛び出しや車の直前直後の横断等による事故が多く発生していることや、交通事故の特徴について「児童生徒等の通学時の安全確保について(依頼)」(平成31年4月22日付け教安第103号)を参考に、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導する。また、電車やバスを利用する際には、リュックや大きな荷物は、棚に置くか体の前で抱えて持つなど、安全や公共の場におけるマナーについても指導する。
- (5) 暴走族等への加入、暴走行為等が自他の心身に悪影響を及ぼすことや、社会的に容認されない行為であることを具体的に理解させ、絶対に参加することがないよう指導する。

2 保護者との連携

- (1) 平成29年4月1日施行の「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で児童生徒の乗車用ヘルメットの着用等及び自転車損害賠償保険等の加入が保護者の努力義務として規定されていることを周知する。
- (2) 児童生徒、保護者に対し、乗用車に同乗するときは必ずシートベルトを締めるよう伝える。
- (3) 保護者と緊密な連携をとりながら、運転免許を必要とする乗り物の運転は厳禁とし、また、不用意な同乗をしないよう指導する。



3 夏の交通安全運動の周知

「令和元年夏の交通安全運動の実施について（通知）」（令和元年6月7日付け教安第313号、教職第287号）の内容について、適切に指導する。

令和元年夏の交通安全運動 令和元年7月10日（水）～19日（金）
＜スローガン＞ ～歩行者を 守る気づかい 思いやり～
（千葉県交通安全対策推進委員会）

健康の保持増進及び体力の向上に関する指導

1 規則正しい生活と疾病の予防

- (1) 規則正しい生活を送り、適度な運動を行い、1日3食バランス良く食事をするなど、自ら積極的に健康の保持増進及び体力の向上に努めるよう児童生徒に指導するとともに、保護者にも協力を依頼する。
- (2) 「麻しん」、「風しん」、「新型インフルエンザ」、「感染性胃腸炎（ノロウイルス等）」等の感染症に関しては、関係通知や最新の感染情報等に留意し、適切に指導する。特に、感染性胃腸炎については、「施設における感染性胃腸炎の集団発生の予防について」（平成30年12月12日付け教安第889号）の内容を周知し、感染予防及び感染拡大防止を図る。

2 疾病の治療

疾病等を有する児童生徒には、夏季休業日を治療の機会として利用するなど、個々の状況に応じて適切に指導し、保護者にも協力を依頼する。



児童生徒の安全確保及び危険防止に関する指導

1 安全確保に向けた体制づくり

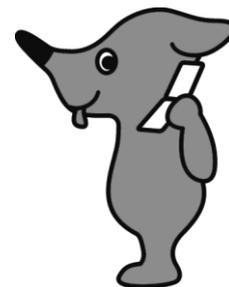
- (1) 非常事態に備えて、教職員や関係機関への連絡が速やかに取れるよう校内体制を整える。
- (2) 長期休業に入る前に、緊急連絡体制、防災マニュアル、事故対応マニュアル等の点検とともに、児童生徒や教職員・保護者への確認や周知等しておく。特に、「教育活動中における児童生徒の安全管理の徹底について（通知）」（平成24年12月27日付け教体第705号）を参考に、気象状況の把握、活動場所の安全点検、緊急時の連絡方法の確立等について、事故防止に向けた指導の徹底を図る。
- (3) 不審者侵入に備え、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について（依頼）」（平成30年5月25日付け教安第275号）を参考に、学校への来訪者のための入口や受付を整備するとともに、対応のあり方について全職員が共通認識し、敷地内の人の出入りを把握できる体制を整える。

2 事故防止及び不審者対応

- (1) 学区内の危険箇所の点検確認を行うとともに、児童生徒、保護者に周知徹底する。中でも、土・岩石・砂利採取場は、急な斜面や沈殿池及び大型掘削機械等があり、またダンプカー等の出入りもあるなど、危険な場所であることを理解させ、絶対に立ち入らないよう指導する。また、地域安全マップの作成や活用を推進する。
- (2) 学校外における児童生徒の安全確保及び不審者による被害を防止するため、「幼児児童生徒の安全指導の徹底について(依頼)」(平成30年7月5日付け教安第446号)を参考に、身の危険を感じるような場合は、直ちに警察と教職員に連絡するとともに、「子ども110番の家」の活用や、付近の人たちに保護を求めること等を周知徹底する。併せて、「地域安全マップ」の作成や活用により、児童生徒自らが主体的に危険を予測し回避できる能力を育成する。

3 情報モラル教育

- (1) 千葉県では、青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)を実施している。SNSやプロフィールサイト、ブログ、ネット掲示板は、ネットいじめ、非行、犯罪被害等の温床ともなり、児童生徒が被害者にも加害者にもなり得る状況を生み出している。現状として、自分や他者の個人情報を掲載したり、飲酒喫煙等の違法行為を自分で掲載したりするケースも見られる。こうしたことをきっかけとして、児童生徒が事件等に巻き込まれることのないよう、「インターネットに関する問題行動の指導について(通知)」(平成25年10月30日付け教指第1245号)を参考に、指導を徹底する。
- (2) 有害情報から身を守るために、フィルタリングを活用するなど、児童生徒のみならず保護者にも、「ケータイ&スマホ、正しく利用できていますか?」(文部科学省http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisakumd/1356354.htm)や、平成25年3月、千葉県民生活課より県内中学校・高等学校・公立図書館等に配布された「若者の適切なインターネット利用推進啓発DVD『インターネット×リアル』」を活用するなどして、インターネット等の使い方を誤ると大きな危険が生じることを十分周知し、児童生徒がサイバー犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、指導と啓発に努める。
- (3) 近年、インターネット上で犯罪を犯す者の低年齢化が著しく、児童生徒が、交流サイトを通じて他人のパスワードを入手して不正に利用したり、偽造サイトを作成して開設し利用者のIDとパスワードを詐取したりして補導・検挙されるケースが出てきている。「児童・生徒に対するインターネット利用上のモラル教育等の推進について(依頼)」(平成24年10月29日付け教指第1323号)を参考に、警察等の関係機関と連携し、児童生徒が気づかない間に「犯罪者」とならないためのモラル教育等の推進をする。



4 性的な被害防止

- (1) 保護者、地域及び関係機関・団体との連携を密にし、学校外で児童生徒が性的な事件等に巻き込まれることのないよう組織的に指導する。
- (2) 車を使用した犯罪の被害防止に努める。特に女子児童生徒には性的被害の危険性について認識させ、不用意に他人の誘いに乗ったり、他人の車等に同乗したりしないよう指導する。
- (3) 児童ポルノの被害者となるケースとして、ファッション雑誌の取材と称して写真撮影をさせた画像が風俗雑誌に掲載された、自分の裸を自画撮りした画像を送信させられた、出会い系サイトで出会った男性に淫行され写真を撮られたなどがある。画像データは半永久的に広まる可能性もあることから、安易に被写体とならないなど、掲示板等に第三者から個人を特定されるような情報は書き込まないなど、リーフレット「なくそう！セクハラ4」（<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/sekuhara/documents/sekuhara4.pdf>）、警察庁ホームページ「STOP ネット犯罪」（http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/newsrelease/news_2018_stop_cyber_crime.pdf）も参考にしながら、指導と啓発に努める。

5 旅行等に伴う事故や水難事故の防止に関する指導

- (1) 児童生徒の個人的な旅行、キャンプその他の野外活動については、参加者の経験の程度や体力を考え、綿密な計画と周到な準備をするよう児童生徒に指導するとともに、保護者には同伴するよう依頼する。
- (2) 水泳、海水浴等における事故防止については、以下のことに留意する。
 - ① 水泳、海水浴等における事故防止のために、保護者が児童生徒の健康状態について的確に把握することなど、具体的に指導する。
 - ② 遊泳場の施設の状況、水温、気温、潮流、潮の干満時刻等、遊泳条件を確認し、児童生徒の泳力に応じて、無理をすることがないように指導する。
 - ③ 遊泳具については、使い方を誤ると事故を起こす原因となるため、使用に際しては十分な注意を払うよう指導する。
 - ④ 海、河川、湖沼池等での水泳等については、「水難事故に関する安全教育の徹底について（依頼）」（平成26年6月10日付け教安第292号）に基づいて、以下の点に留意し指導する。
 - ア 各学校において、学区内の立ち入り禁止区域（危険区域）を再度確認の上、児童生徒に対して、場所等を具体的に示すとともに、絶対に入らないよう、指導の徹底を図ること。なお、禁止区域（危険区域）の確認に当たっては、関係する市町村部局等との連携を図ること。
 - イ 海、河川、湖沼池、用水堀での水遊び等については、発達の段階に応じた安全教育を行うとともに、保護者や関係機関と連携した活動を通して、事故防止に努めること。
 - ウ 地震による津波、上流の豪雨やゲリラ豪雨のため、河川の水位が急激に上昇することがあることを十分周知し、これらの場合の対応を確認する。
 - ⑤ 事故発生時の救急処置や連絡方法について、実際に行動できるよう具体的に指導する。



⑥ 教職員においては以下のことに留意する。

ア 指導者のための安全管理及び実技に関する研修を深めることや、指導に関する資料及び施設用具等を整備するなど、事故防止に万全を期する。

イ 保護者会あるいは学校広報紙等を通じ、事故防止に関して啓発を図るとともに、少年センター等と協力して危険区域等に対する重点的なパトロールを実施するなど、関係諸機関との積極的な連携を図る。

ウ 「プール水泳指導における健康・安全管理について（通知）」（平成31年4月9日付け教安第46号）及び「水泳等の事故防止について（通知）」（平成30年5月11日付け教体第183号）に基づいて、安全対策を徹底する。

(3) 落雷や竜巻への安全指導を行う。特に、落雷による事故が発生しやすい季節であるため、その危険性を十分に認識させるとともに、屋外での部活動や山や川での校外活動等がある場合は、天気予報に十分注意し、落雷の恐れがある場合は無理をせず、活動を中止したり、速やかに避難したりするよう指導する。（「落雷事故防止について（依頼）」平成30年7月25日付け教案第508号を参照のこと）

(4) 危険ながん具や刃物、花火については、その扱い方について十分指導し、事故防止に万全を期する。（「児童生徒の刃物等危険物の校内持込禁止に係る指導の徹底について（通知）」平成25年7月3日教指第692号を参照のこと）



部活動・対外競技、行事等に関する指導

1 意義やねらいを明確にした指導

(1) 行事その他の教育活動を実施する場合は、教育的な意義やねらいを明確にし、その精選を図るとともに、児童生徒が自主的・積極的に参加できるよう配慮する。

(2) 部活動・対外競技、行事等の指導に当たっては、児童生徒の健康及び体力並びに家庭の状況等に配慮し、適切に指導する。

(3) 「児童生徒に対するわいせつ・セクハラ及び体罰事故の根絶を図るための生徒指導上の留意点について（通知）」（平成24年2月15日付け教職第1324号、教指第1701号）を参考に、「わいせつ・セクハラ防止リーフレット」（<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/sekuhara/documents/waisetusekuhara.pdf>）（「千葉県ホームページ」→「教育・文化・スポーツ」→「教育・健全育成」→「教職員関係」→「教職員の服務」→「教育委員会におけるセクハラ対策」→「学校からセクハラをなくすために」→「教職員向けリーフレット『わいせつ・セクハラ防止リーフレット』の配布」）を活用するなどして、部活動や行事等に関する指導の際には、複数の教職員で対応する、メールアドレスは管理職の了解及び保護者の同意を得てから収集する、メールでの私的なやりとりは行わない、緊急の場合を除き自家用車等に児童生徒を同乗させないなど、わいせつ、セクハラ、体罰事故等の防止について万全を期する。なお、体罰については、リーフレット「体罰なんかいらぬ！」（<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/kanri/documents/taibatsuh26.pdf>）を活用した研修を行うなど、根絶に向けた取組を行う。

- (4) 「体育的活動については、「平成31年度学校体育要覧第33号」(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/taiiku/gakutai/yourann/youran.html>) (「千葉県ホームページ」→「教育・文化・スポーツ」→「教育・健全育成」→「学校教育」→「学校体育」→「学校体育に関する取組」からダウンロード) 及び「学校における体育活動に伴う事故防止について」等(千葉県教育関係職員必携平成30年版(p.1475~p.1477))等を参照し、傷害事故や死亡事故あるいは部員同士による暴力行為等がないよう指導する。また、進んで規律を守り、互いに協力して責任を果たすよう指導する。
- (5) 熱中症に関しては、「児童生徒の熱中症の予防について(通知)」(平成31年4月17日付け教安第83号)及び「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和元年6月8日付け教安第379号、教学指551号)を参考にし、指導には十分配慮する。

2 入念な事前準備

- (1) 行事等の実施に当たり、児童生徒の健康・安全について十分配慮する。疾病等を有する者については主治医の指示等に従い、過重な負担とならないように注意する。緊急時に備え、体制を整備する。
- (2) 行事の実施前に、参加確認書や参加承諾書等で保護者の同意を得るとともに、保護者から、児童生徒の既往症、参加前の健康状態、アレルギー(食物、薬物等)の有無等について十分確認のうえ、参加させる。また、食事の提供を行う場合には、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者、宿泊先(食事の提供者)と事前に十分相談のうえ、対応を決定する。
- (3) 校外の施設等を利用する場合は、事前に現地調査を行い、社会環境はもとより、危険を伴う箇所や避難経路等、施設設備を内外から点検確認するとともに、環境衛生等に十分に留意し、事故防止について指導の万全を期する。
- (4) 宿泊を伴う活動については、特に健康・安全管理、衛生管理及び栄養管理の面で遺漏のないよう事前準備、実施計画等に十分配慮して指導する。
- (5) 感染症・食中毒等の予防については、「学校及び家庭における感染症・食中毒等の予防について(通知)」(平成31年4月9日付け教安第44号)の内容について周知し、指導する。

問題行動の防止に関する指導

1 組織的な指導

- (1) 日頃から、児童生徒と教職員との人間関係づくりに努める、小さな問題行動を見逃さない、把握した情報を教職員で共有する、学校全体で指導方針を練り一貫性のある指導をする、教職員の役割分担・協体制の確認をするなど、組織的な指導体制の構築に努め、休業中、休業後にも同様の指導がなされるようにする。
- (2) 家庭、地域の関係諸機関・団体及び近隣の諸学校と緊密に連絡を取り合い、常に協力が得られるようにする。

2 様々な問題行動防止の指導

- (1) 長期休業中は、新たな交友関係が形成され、それらがグループ化することによって、集団で問題行動を起こしたり、グループ間で対立したりするケースが生じやすいため、望ましい交友関係のあり方について適切に指導する。
- (2) 夏祭り等の各種行事、イベントや集会等については、節度ある行動がとれるよう、その在り方や参加する場合の心構えについて適切に指導する。
- (3) 児童生徒の交友関係及び遊興場等への出入りについては、細心の注意を払い、不良交遊、不健全娯楽、窃盗、暴力行為等の防止について具体的に指導する。また、学校内ですべての問題を抱え込まず、保護者、関係機関・団体等と連携を図りつつ、巡視、訪問等を地域ぐるみで計画的に行うなど、未然防止に努める。
- (4) 飲酒、喫煙、窃盗、万引、望ましくない異性交遊等の問題行動が多発する時期であることを考慮し、保護者との緊密な連絡のもとに、児童生徒の的確な把握に努める。
特に、性非行を誘発、助長する恐れのある事象は、児童生徒の生活圏内においても多く見られるため、性に関する問題行動の防止については、保護者等にも協力を要請し、緊密な連携を図りながら指導する。
- (5) たばこを自動販売機で購入する際には、成人のみに発行されるICカード「taspo(タスポ)」が必要であるため、家庭内に喫煙者がいる場合は、taspo(タスポ)の管理には十分留意し、児童生徒がtaspo(タスポ)を安易に持ち出して使用することがないように、保護者等に注意を喚起する。また、未成年者喫煙禁止法や未成年者飲酒禁止法にあるとおり、未成年者に対して親権を行う者若しくは監督する者が、未成年者の喫煙・飲酒を制止しない場合は、科料に処されることに留意する。
- (6) 大麻、覚せい剤、麻薬(MDMA等)、危険ドラッグ、シンナー等の薬物乱用については、その有害性、危険性等について正しく理解させるとともに、「やせ薬だから」、「気分が高揚するから」等の薬物乱用の誘いに対して、毅然とした態度で拒否することができるよう指導する。
特に近年、若年層を中心に大麻が急激に広まっており、大変憂慮すべき事態である。インターネット等において、「大麻は身体への悪影響がない」などの誤った情報が流れており、また一部の諸外国においては嗜好用大麻の所持及び使用が合法化されたが、大麻を使用することにより、幻覚作用、記憶障害、学習能力の低下、知覚の変化などを引き起こすこと、また、例え大麻の使用が合法化された国であっても、日本人が大麻を所持した場合、処罰の対象となりえることを十分に理解させる。
薬物乱用防止について、「薬物乱用防止教育の推進について」(平成30年12月21日付け教安第914号)の内容に留意し、薬物乱用防止教室を開催したり、薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」(<http://www.dapc.or.jp/>)を参考とするなどして、積極的に指導する。
- (7) 暴力行為の防止については、「規律ある明るい学校環境づくり」(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/kiritsuaru.html>) (「千葉県ホームページ」→「教育委員会」→「教育・文化・スポーツ」→「教育・健全教育」→「学校教育」→「生徒指導(いじめ・不登校対策)」→「指導資料『規律ある明るい学校環境づくり』」)を参考に、「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」の趣旨を踏まえ、学校、地域、関係機関等が一層緊密に連携し、児童生徒の健全育成に努める。
- (8) 報酬につられて安易に詐欺行為に加担しないよう、「電話de詐欺に少年を加担させないために」(千葉県警察リーフレット(<http://www.police.pref.chiba.jp/content/common/000014623.pdf>))を参考にし、誘いに対し毅然とした態度で拒否できるよう指導する。

3 深夜外出、外泊への指導

- (1) 児童生徒（18歳未満の青少年）の深夜外出は、千葉県青少年健全育成条例第23条により、午後11時から翌日午前4時まで制限されていること、また、一部のゲームセンター等は、風俗営業施行条例第12条により、16歳未満の児童生徒は保護者の同伴を伴う場合を除き、午後6時以降の立入りが制限されていることを周知し、指導を徹底する。
- (2) 長期休業中は、家出が増加する傾向がある。非行等も数日の短期間の家出をきっかけに始まることが多いため、外出する時は保護者に行先を明らかにし、早めに帰宅するとともに、無断外泊等がないよう指導する。

アルバイトに関する指導

1 無許可でのアルバイト禁止

アルバイトの実施については、児童生徒の個々の家庭の実情等を十分考慮し、保護者と十分に話し合うとともに、次の点に留意する。

- (1) 他県において、長期休業中に職場体験と称してアルバイトをしていた中学3年生が、事故で死亡する事件が起きている。労働基準法第56条により、使用者は、中学生以下を無許可で雇用することはできない。ただし、第56条第2項の規定による許可を要するものについては、校長の就学に差し支えない旨の証明、労働基準監督署長の許可等が必要である。無許可での就労、就労禁止業務への就労等が無いよう、事前に学校に相談するよう児童生徒に指導するとともに、保護者にも周知を図る。
- (2) アルバイトをする児童生徒に対しては、その期間中の生活について適切に指導する。



【別添資料】

～ 相談窓口 ～

24時間子供SOSダイヤル（全国共通）

0120-0-78310

千葉県子どもと親のサポートセンター（24時間）

0120-415-446

子どもの人権110番（全国共通）

（千葉県法務局内 月～金 8:30～17:15）

0120-007-110

ヤング・テレホン

（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）

0120-783-497

千葉いのちの電話（24時間）

043-227-3900

チャイルドライン千葉（月～土 16:00～21:00）

0120-99-7777

ライトハウスちば

（千葉県子ども・若者総合相談センター 火～日 10:00～17:00）

043-420-8066

